

# 一般社団法人日本フロアボール連盟

## 日本代表選手・スタッフの選考に関する規程

2012年 4月1日制定  
2018年 4月1日改定  
2024年 5月1日改定

### (目的)

第1条 この規程は日本フロアボール連盟(以下「本連盟」と称す)定款第1章3条4項に基づき、公認審判員の養成と認定に必要な事項を定める。

第2条 この規程は公認審判員を養成し、その資質の向上をはかり、フロアボールの普及発展に資することを目的とする。

### (認定)

第3条 公認審判員は公認審判員認定講習会(以下「公認講習会」と称す)において、受講後、試験に合格し、所定の手続きを経て、認定されたものをいう。

第4条 「認定」とは、公認審判員の資格を得ようとする者を審査し、その合格者が所定の手続きを経て、公認されるまでをいう。

### (種別)

第5条 公認審判員の種別は次の通りとする。

- S級審判員 S級はA・B級を指導できる能力を有し、国際審判をすることが認められる。
- A級審判員 A級は「IFFルール」を熟知し、高い審判技能と指導力を有するものとし、すべての国内大会の審判をする事が認められる。
- B級審判員 B級は「IFFルール」を熟知し、認定講習会に合格した者で、選手権大会以外の国内大会の審判をする事が認められる。

### (国際審判員)

第6条 フロアボール部門はS級並びにA級審判員の中から国際審判員を推薦する。

### (認定審査)

第7条 第5条の認定についてはフロアボール部門が審査し、提出された公認審判員認定申請書(様式は別に定める)に基づき、これを行う。

### (公認審判員認定講習会)

第8条 公認審判員認定講習会の課程は、次の通りとする。

テーマ	内容	時間
講義 「フロアボールの進め方」	フロアボールの審判の心得 フロアボールのルール	2時間以上
実技 「フロアボールの審判技術」	フロアボールのハンドシグナル フロアボールの審判技術	2時間以上

### (認定試験)

第9条 認定試験は、これと別の時間で行うものとする。

### (受講資格)

第10条 次の各項を充たしたものは、公認講習会を受講する事が出来る。

- 本連盟(フロアボール部門)の会員であること。
- 公認審判員として人格・識見・技術ともにふさわしいと、本連盟が認めた者。
- A級審判員については、B級審判員認定後フロアボールの審判を2年以上経験した者。
- S級審判員については、A級審判員取得者から審判委員会に推薦された者。

### (講習会報告)

第11条 主催者は公認講習会において受講者に対し所定の試験を行い、受講者名簿と講習会の記録を公認審判員認定申請書に添付し、開催後1ヶ月以内に本協会事務局へ提出しなければならない。

### (資格取得要件)

第12条 公認審判員の資格は次のとおりとする。

- (1) B級審判員は満18歳以上、A級審判員は50歳以下とする。(開催年度4月1日現在)  
A級審判員は50歳以上であっても本連盟主催の全国大会・選手権大会の審判を常に行い、審判委員会で認めた者は除く。
- (2) 公認講習会の課程を修了し、認定審査に合格した者であること。
- (3) 認定料を納め、認定用具等を購入した者であること。

### (資格取り消し)

第13条 本協会が次のことを認めた場合には資格を取り消すことができる。

- (1) 本協会の会員の資格を失ったとき。
- (2) 第15条に示す受講の義務を怠ったと認めたとき。
- (3) 重大な不正行為があったと認めたとき。
- (4) 第17条に示す任務を全く遂行しなかったと認めたとき。

### (登録)

第14条 公認審判員認定申請書により、フロア部門での審査に合格した者は「公認審判員認定書」を交付する。

### (登録期限)

第15条 有効期限は2年とする。

B級審判員は有効期限内に2回、本連盟主催のフォロー研修会の受講しなくてはならない。また、それに加え、本連盟主催の大会の審判を期限内に4回以上行わなければならない。A級審判員は有効期限内に2回、本連盟主催のフォロー研修会の受講しなくてはならない。また、それに加え、本連盟主催の選手権大会の審判を4回以上行わなければならない。行わない場合は、B級へ降格とする。  
正当な理由の申し出があり、審判委員会で認めた場合はこの限りではない。

### (登録変更)

第16条 公認審判員認定書の記載事項に変更が生じたときは、「公認審判員認定書」及び「変更届け」を本協会へ提出し、その訂正を受けなければならない。

### (任務)

第17条 公認審判員は本協会の方針に従い、フロアボールの審判にあたるほか、大会・講習会等に参加・協力すると共に、クラブの育成・指導等、広く普及活動を行うこととする。

### (服装)

第18条 審判員の服装は本連盟が公認したシャツとパンツ及びソックスを着用すること。

### (特典)

第19条 公認審判員は次の特典を受けることができる。

- (1) 必要な情報等の提供を本連盟から受けることができる。
- (2) 公認審判員の認定を受け登録を完了した者は、ホームページに公表される。

## 付 則

1. この規程における各種必要書類についての様式は別に定める。
2. この規程の改訂は、役員会にて行う。
3. 諸費用については下記による

### (受講料・認定料)

- (1) 公認審判受講料として1人3,000円を徴収する。
- (2) 公認審判員に合格したものは、認定料として1人3,000円を徴収する。

### (更新料)

- (1) 公認審判員は2年ごとに更新料として1人3,000円を徴収する。
- (2) 2年(年度単位年数)ごとの更新料は、年度末に徴収する。